主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安岡静四郎提出の上告趣意について。

原判決挙示の証拠を綜合すれば、その認定事実を認むるに十分である。所論は原 審の採用していない資料を基礎とし、もつて原審の事実認定を非難するに過ぎない ものであつて、到底採用に値いしない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主 文のとおり判決する。

検察官 福島幸夫関与

昭和二五年一二月一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官